

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

2020 年度事業計画

本会は、一般社団法人の職能団体として1993年7月に創設し、27年目を迎える。本会は職能団体として、会員の地位向上、職域拡大、資質向上の目的達成のため、これまで県民の社会福祉の充実を図るとともに、社会貢献に取り組み、公益社団法人日本社会福祉士会の連合体組織の一翼を担ってきた。今後も社会情勢の変化と県内の地域状況に対応した活動を展開するとともに、国連により採択されたSDGs(エスディーズ)の「すべての人に健康と福祉を」の目標や「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き権利擁護活動や地域包括ケア推進の過程で明らかになった課題について取り組みつつ、本会としての意見を積極的に提言していく。

また、既存会員の協力による会員紹介キャンペーンや入会キャンペーンなどにより、新入会者数は128名(12月末現在)となり、会員数も1,750名を超え、組織率も15%台を維持している。

本会専用キャラクターの「兵之助くん」を活用し、本会をより身近な存在として愛着を持ち、親しみのある会として各会員に感じてもらえるよう広報媒体に活用していくとともに、本会PR動画作成などを行い、本会の活動を広く一般に周知できるよう取り組んでいく。

一方で、会の財政状況を見ると、収支は改善傾向にあり、2018年度は委託事業の増加等により、4期ぶりに黒字化(約300万円)することができたが、2019年度は人件費の増加、消費税の増税の影響などにより、支出が収入を上回る見込みであり、依然厳しい状況が続いている。

予算編成にあたってはこれまでも大幅な事業の見直しや経費削減を進めてきたが、これ以上の見直しも限界に達している。

このため、本会の運営方針について、会員からも意見を募るとともに、理事会において、会費の見直しを含め、予算のあり方を再検討、理事・委員長会議において協議を重ねてきた。

この結果、2020年度はこれまで日本社会福祉士会に委託してきた会員管理業務を新たに本会で行うことにより経費を削減するとともに、研修費の見直し等を行い、予算を確保することとした。

また、2020年度は本会の活動を進展させ、下記の重点事項に取り組むため、会員の皆様にはご負担をお願いすることとなるが、現行会費を1,000円値上げし、これらの予算を確保しつつ、2020年度の予算においても、赤字予算を組まない決意を行った。

- ① 「兵庫県社会福祉士会・第2期中期計画2025」の策定(会員アンケート、地区ブロックヒアリング)
- ② 地区ブロックの活性化(地区ブロック助成費の増額)
- ③ 生涯研修制度の充実(未成年後見人養成研修、スーパービジョンⅡの新規研修)
- ④ 会員サービスの向上(顧問弁護士による法律相談事業や専門職ネットワークの検討)
- ⑤ 事務局体制の強化(会員管理業務の導入)

今後も費用対効果を意識して、事業の推進については優先順位をつけながら、できる限り経費削減を行う。

そして、会員拡大を目指すとともに、会員の積極的な参加協力による組織力向上に取り組み、本会の発展を目指すため、以下の項目に重点的に取り組む。

1 「兵庫県社会福祉士会 2020～5ヶ年発展計画～」の推進

2015年度に中長期的な視点から組織力向上を図るため「5ヶ年発展計画」を策定し、2020年度には会員2,000名以上、組織率20%を目標に具体的な事業や活動を展開している。

計画5年目にあたる2020年度は、会員数1,800名、組織率16%を目標に「組織力向上戦略会議」や担当各理事による組織課題改善に向けて、委員会活動を活性化する方策や研修に参加しやすい環境整備について具体的な検討を進めるとともに、これまでの計画進捗状況を評価し、会員アンケートや地区ブロックヒアリング等を行い、新たな「兵庫県社会福祉士会・第2期中期計画2025」の策定に取り組む。

また、ソーシャルワーカーやまちかど相談会をはじめとする様々なPR活動や県民向け広報誌の発行、ホームページやフェイスブックなどの媒体を通じて広報活動の充実に取り組む。さらに、法人(団体)賛助会員の募集に取り組み、会員拡充を図る。

その一方で、2013年度から2015年度の3年間で253名が退会(年平均84名)しており、2016年度は71名、2017年度は65名、2018年度は71名、2019年度(12月末現在)は13名の退会者がでている。退会者をいかに減らし、本会の活動に関心を持ち、研修や委員会活動に参加できるようにするかについて、対応策を講じていく。加えて、これまで日本社会福祉士会に委託してきた会員管理業務を本会で行うため、事務局体制の強化を図る。

2 公益性の高い会の運営と事業の推進

本会を円滑に運営していくために、事務局体制の整備を着実に進めるとともに、1,750名の会員の力を生かしながら、まちかど相談会や兵庫社会福祉セミナー等を開催する。また、委託事業は年々増加傾向にあり、

2020年度も引き続き「JR西日本相談センター相談員派遣事業」「高齢者虐待対応力向上研修事業」「障害者虐待対応力向上研修事業」「地域包括支援センター職員向け困難事例対応力向上研修事業」「障害者差別解消相談センター相談員派遣事業」「防災と福祉の連携促進事業」「医療的ケア児等支援事業」等を受託し、様々な困難のなかにある人々が、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指して、権利擁護に取り組んでいく。これらの事業受託の運営に関しては、その事業を通じて、明らかになった課題について、制度の改善、充実に提言し、県民の福祉ニーズに応えるように努める。

3 地区ブロック活動の推進と発展

県内7地区ブロックにおいて、会員相互の交流を図りながら、地域の特性を生かした活動を積極的に展開し、「兵庫社会福祉セミナー」を地区ブロック単位で定期的開催するなど、地域の福祉サービスの向上と発展に資するとともに、会員の組織化拡充を進めていく。

本会との連携を密にし、それぞれの地区ブロックの実情に応じて、新入会者対象の入会説明会や各種研修会、施設見学会のほか、集い場を拡大して仲間づくりを推進する。また、新入会者イベント「はじめのいっぽ♪」を、本会主催として実施していく。

4 「福祉相談センター ここねっと兵庫」の充実

福祉相談センターは、社会福祉士の持つ専門性を十分に発揮するため、権利擁護に係る委員会で構成する機関である。この機能が十分に果たせるよう更に相談体制を整備し、県民から気軽に相談することができ、信頼してもらえる機関として充実に努めていく。また、県民や関係諸機関にも周知してもらえるようホームページや広報誌への掲載等PRにも努める。

5 委員会活動の充実と強化

本会では、17の専門委員会が様々な活動を行っている。これらの委員会においては、専門分野ごとに社会情勢の変化に応じた研究、研鑽に努める。

どの委員会においても、参加する委員を拡充することが課題となっており、専門分化した委員会活動を活性化、強化し、参加促進を図るために、委員会相互が連携して、専門研修の実施、県民への啓発や相談援助、行政や関係機関に対する政策提言、社会福祉関係職員への研修等に取り組む。

また、未成年後見のあり方やこどもの権利擁護に関する課題を検討するため「こどもの権利擁護に関する研究プロジェクトチーム」を継続し、「法人後見」のあり方について引き続き検討していくとともに、新たに、ぱあとなあ兵庫による未成年後見人養成研修に取り組む。

6 生涯研修センターの円滑な運用と基礎研修体制の充実

生涯研修センターは、本会の研修関係の事業を統括・運営する機関であるとともに、研修履歴の管理、基礎研修に係る企画・運営を担当している。また、日本社会福祉士会が認定社会福祉士の取得に積極的に策を講じることから、本会としても、基礎研修を修了した方が、認定社会福祉士を取得できるよう、本県及び近畿圏の社会福祉士会との連携を図り、認証研修（分野別専門研修）を実施していくとともに、スーパービジョン体制の充実に取り組む。さらに、e-ラーニングの普及や活用方策について検討するとともに、兵庫社会福祉セミナーや実践報告会など、会員の実践報告発表の機会を設け、社会に対して専門性を示していけるよう、研修体制の充実に努める。

7 災害対応への取り組み

2019年度は、兵庫県より「防災と福祉の連携等推進業務」を受託し、県下36市町において、災害時要援護者の個別避難計画策定のための研修を実施し、今後の成果を得るとともに、9月・10月には関東・東北地方を中心に台風15号や19号による水害が発生したため、支援金を送金するなど必要な支援を行った。また、2018年度に続き、近畿ブロック共催において、「災害支援活動者養成研修（認証研修）」を開催するとともに、兵庫県ソーシャルワーク関連5団体合同研修や近畿ブロック研究・研修京都大会において、災害支援をテーマに積極的に研修を行った。

2020年度は今後も想定される災害に迅速に対応するため、災害支援委員会を中心に、マニュアルづくりや災害派遣員の養成、近畿ブロック共催の「災害支援活動者養成研修」を継続するとともに、兵庫県からの防災と福祉の連携促進に係る委託事業や同志社大学立木教授との新たな共同研究事業に取り組み、災害対応体制の構築に取り組む。

8 専門職団体や社会福祉団体との連携と地域包括ケアの推進

今後の福祉の方向性を示す「地域共生社会」の概念は、福祉分野にとどまらず、医療、教育、住宅、就労などの分野を含む広範囲のものである。福祉分野においても、高齢者分野に限定されず、障害者、児童、生活困窮者など、地域社会で専門職と地域住民が協働して、いかに支えていくかが重要視されている。

このような状況のもと、県内さらには近隣府県の専門職団体との連携を深め、特に近畿ブロックでは、2019年度に続き、4月の「高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展（バリアフリー展）」へのブース出展に対し積極的に協力していく。

また、毎年7月に開催しているソーシャルワーカーデーの催しは、兵庫県精神保健福祉士協会、兵庫県医療ソーシャルワーカー協会、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県介護福祉士会の兵庫県ソーシャルワーク関連5団体の共催で6年目を迎える。この催しを通じて、広く社会福祉に携わる専門職の活動を啓発していくとともに、催し以外にも各団体との共催研修を企画する。

さらに、兵庫県プライマリケア協議会、兵庫県リハビリテーション協議会、兵庫県地域包括支援センター三職種団体連絡会等に参画するとともに、兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県行政書士会等の専門職団体との連携を強化し、地域包括ケアを推進していく。

1 方針

国家資格の職能団体として、社会福祉の現場実践に役立ち、福祉の向上に寄与する価値ある研修となるよう、会員のニーズを反映させた研修を企画・運営する。

認証研修など生涯研修センターで管理される研修と基礎研修への協力を引き続き行う。

福祉分野の専門性の高い研修だけでなくセルフケア等の研修や交流イベントを通じ、多様な関係団体とネットワークを構築し、所属会員同士の交流を促していく。

2 重点課題

- (1) 会員増加にむけて魅力ある研修を企画し、非会員の研修参加を促し、入会機会につなげる。また会員個人の実践力が高められる研修をサポートすることで、新生涯研修制度の充実に寄与する。
- (2) 「基礎研修運営プロジェクト」のもと基礎研修を支え、生涯研修センター事業に協力する。

3 事業内容

- (1) 会員の専門分野を広げる研修（所属組織の専門分野以外を含む）
福祉専門ゼミナール（こうのとりゼミ）の企画運営
- (2) 基礎研修運営プロジェクトへの協力
- (3) 施設見学会の実施（2回）
 - ①屋久島 「ALIVE 屋久島の取り組み」（鹿児島県 屋久島）
 - ②岡山県居住支援協議会 子どもシェルター モモ（岡山県岡山市）
- (4) セルフケアやストレスマネジメント研修
（アロマセラピー講座・ヨーガ講座・薬膳・臨床美術については地区ブロック主催事業への協力）
- (5) 兵庫県社会福祉士会主催・ブロック主体の啓発・交流行事への協力
- (6) 研修委員会の毎月開催
- (7) 施設見学・研修、講演希望の会員意向の集約

1 方針

調査研究委員会は、楽しく自己研鑽を重ねる委員会を目指す。

社会福祉士は、社会資源の掘り起こしと開発・促進をすすめながら、生活改善に向けた相談援助・支援を、確かな信頼と実践力によって示すことが期待されている。その責任を認識し、社会福祉士としての専門性を発揮し、存在価値を示していくことが重要である。その実践には社会福祉士としての資格の応答性が非常に重要になる。

そこで本年度は、社会福祉士が実践研究を学ぶ場、発表の場を提供し、社会福祉ニーズへの対応のあり方を発信することによって、社会福祉士としての自覚と責任、そして社会的役割を認識する機会を作る。

2 重点課題

会員が研究・実践報告の方法を学び、発表の場を提供することで、相互の社会福祉士としての認識と啓蒙をはかる。特に兵庫県で社会福祉士が活動している状況をリアルに会員に報告していくためにも、実践研究の方法を学ぶ研修、実践研究報告会を開催する。

3 事業内容

- (1) 研修「実践研究・発表のイロハ」を開催し、実践研究・発表の初歩について学ぶ場を提供する。
- (2) 合計3日間にわたるソーシャルワークアカデミー（S.W.A）を開催し、個別指導等を通して実践研究・発表を行える会員を増やしていく。
- (3) 近畿ブロック研究研修大会や日本社会福祉士会全国大会での発表を目指して研究する会員の腕試しの場として、本会主催の実践研究報告会を開催する。

1 方針

今年度は、本会の5ヶ年事業の最終5年目にあたる。昨年同様、当委員会が実施する各受験対策講座やその後の受験対策支援を通して5ヶ年計画を着実に実行し、講座の質の向上と会員獲得により一層努力をしていく。

本委員会は、社会福祉士養成の支援を通じて本会の会員獲得及び活動の普及啓発を行い、組織力向上につなげる活動を行う。具体的には、新たに学生割引を導入し、経済的負担を軽減したり、社会福祉士養成校への講師派遣を行うことで、これまで受講することが少なかった学生に向けての支援を行う。また、ご賛同いただける県下ブロックと連携し、地域の中で顔の見える関係性を重視した社会福祉士養成を行い、会員を地域の中で育てる仕組みの構築に寄与したい。さらに会員の能力向上を目指し、国家試験対策講座講師の養成に力を入れ、次世代を担う会員の能力向上に寄与していき、継続的に受験対策を行っていくようにする。

また、講座・模試終了後に自習室を開放し、補講や解説講座を開催したり、受講生専用サイトなど受講生への試験当日まで切れ目のないサポートを通して、今後も様々な受験支援方法を模索していく。

2 重点課題

- (1) 質の高い受験対策講座の開催
- (2) 新しい講師の掘り起こしや講師養成などを通して持続可能な受験対策講座にしていく
- (3) 各ブロック、社会福祉士養成校等との連携、要請に応じた受験対策支援を行っていく。
- (4) 会員獲得活動 (①合格祝賀会の開催②受講生対象にした準会員割引③学生割引の実施)
- (5) 地区ゼミ、大学講座等への講師派遣

3 事業内容

- (1) 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の開催
 - ① 2020年8～10月・神戸会場 (5日間)
兵庫県精神保健福祉士協会共催、兵庫県社会福祉協議会・神戸市社会福祉協議会後援
 - ② 2020年11月・豊岡会場 (2日間)
豊岡市社会福祉協議会、豊岡短期大学共催
- (2) 国家試験全国統一模擬試験の開催 (11/3)
試験終了後に模試解説ゼミ開催
- (3) 受験対策ゼミ (自主勉強会) の開催
県下各ブロックが主催するゼミ (勉強会) へのチューター派遣、支援活動
- (4) 社会福祉士国家試験受験対策・超直前講座
2021年1月・神戸会場 (1/9)
- (5) 社会福祉士受験対策講座の講師発掘、養成等に関する事業
- (6) 会員獲得促進事業の実施
 - ①試験当日の受験生激励 (広報誌等の配布)
 - ②合格祝賀会の開催
- (7) 近隣社会福祉士県士会との連携
 - ①近畿ブロック国試対策委員会連絡会、合格祝賀会への参加による相互交流、情報交換
 - ②近畿各府県及び隣接県の県士会に講座の開催要項を送付
 - ③試験解答速報への取り組み
- (8) 社会福祉士国家試験対策委員会定例会の開催 (月1回程度)

1 方針

本会の活動や福祉に関するトピックを広く紹介する広報誌を年2回発行し、県民に本会の活動や福祉の情報を幅広く発する。また、2019年度に刷新した本会ホームページにおいては、今後も積極的に更新し会員・一般問わず必要な情報を提供していくとともに、本会の情報発信のツールとして「動画」の積極的な活用を検討する。例えば、本会が開催するさまざまな研修や講座の紹介、新たな切り口のeラーニング教材などが考えられる。

会員機関誌「このとり通信」を年4回発行し、本会の事業及び各ブロック・委員会が行う事業の魅力を伝え、会員の活動意欲を高める。そのためには、会員機関誌の内容充実をより一層図る必要がある。「メーリングリスト」では本会主催のイベントや委員会活動などを周知し、会員交流のきっかけづくりとなるよう努めると同時にメーリングリスト登録者も増やしていく。

2 重点課題

- (1) ホームページ及び本会 Facebook の内容充実と積極的な更新
- (2) このとり通信及び広報誌の内容の充実
- (3) メーリングリスト登録者数の増加
- (4) 社会福祉士及び社会福祉士会の魅力の可視化及び発信

3 事業内容

- (1) 兵庫県社会福祉士会ホームページの運営
- (2) 会員機関誌「このとり通信」を年4回発行
- (3) 広報誌「Pocket」を年2回発行
- (4) 会員機関誌・ホームページ・広報誌での広告スペースの提供
- (5) 兵庫県社会福祉士会メーリングリスト(ひよこメーリングリスト)の運営
- (6) 広報委員会の開催

1 方針

前年度同様 2019 年度も「福祉なんでも相談」を活動の場とし、相談事業の継続、充実を図ることとした。しかし、専門相談機関が増えていること、インターネットと SNS など情報を得る手段の多様化などから本会への相談件数は昨年とほぼ同数である。ただし、本会に寄せられる相談はいくつかの専門領域にまたがる複雑ケースが多いため、相談援助に必要な福祉関連の制度改正に対する迅速な対応と正確な情報を提供することが求められている。2020 年度は、相談委員会メンバー同士の情報交換などを通じ、専門分野の確認、専門知識の更新と相談援助技術のさらなるスキルアップを図っていく。

2 重点課題

- (1) 「福祉なんでも相談」の広報活動
- (2) 相談員メンバーの専門分野を確立(少なくとも 2 分野)「福祉なんでも相談」の相談・面接・傾聴のスキルアップ
- (3) 内部勉強会の充実
- (4) 福祉分野相談援助に必要な制度改正などにもなう情報交換や学習支援
- (5) 委員会メンバーの増員

3 事業内容

事業 1

- (1) 「福祉なんでも相談」の実施 毎月第 2 土曜日 午後 1 時から 4 時
- (2) 定例勉強会の開催 年 6 回(予定) 第 2 土曜日 午後 2 時から 4 時
4 月 11 日 6 月 13 日 9 月 12 日 10 月 10 日 12 月 12 日 2 月 13 日
- (3) 役員会 年 5 回(予定) 第 2 土曜日 午後 1 時から 2 時
4 月 11 日 6 月 13 日 9 月 12 日 10 月 12 日 12 月 14 日 2 月 13 日
- (4) 神戸市北区地域の福祉祭りへ相談員参加
相談員 1 または 2 名派遣 11 月頃(未定)

事業 2

まちかど無料相談(各ブロックで開催)

- ①各ブロック主催の「まちかど無料相談会」に委員会から相談員を派遣し、市民からの福祉に関する相談に応じ、「福祉」に関する相談とは具体的に何かを示し、また相談内容に応じ適切な社会資源を案内する。
- ②兵庫県社会福祉士会の PR のためパンフレットを配布し、社会福祉士を福祉の専門職として身近な存在として感じてもらうとともに、福祉サービスの啓発に取り組む。

1 方針

本委員会は、多様な実践現場における福祉専門職としてのかかわりを振り返り、日ごろの実践をソーシャルワーク理論に基づき再考していくことで、専門職としての立ち位置の確認につながる事業を実施する。

基礎研修修了後の会員を含め広く実践検討の場を提供することにより、社会福祉士の資質向上のための取り組みを行う。

2 重点課題

- (1) 多様な実践事例を取り上げ、ソーシャルワークの理論に基づいて検討、言語化、理論化できるよう相互に学び合う。
- (2) 学習会参加者が自身の実践を専門性の高いものにしていけるよう、意見交換や相互支援が受けられる場を提供する。また、日常の職場を離れ、立場の違う社会福祉士との交流により多角的な視点を持てる機会をつくる。
- (3) 「実践報告会」への協力。報告者が事例について多様な視点からのアセスメントが行えるような場を提供する。

3 事業内容

- (1) 委員会・学習会の開催予定

委員会：奇数月の第2日曜午前10:00～10:30

学習会：奇数月の第2日曜午前10:30～12:00

場所については2019年度同様に、東部在宅障害者福祉センター等を予定。

日時場所共に予定であり、変更の可能性あり。

11月については福祉セミナーと同日にならないよう調整。

予定については随時ひよこメール、こうのとり通信等で周知する。

実践報告会にむけての事例持ち込み検討については、あらかじめ利用者家族の同意を得ていること等、倫理面での配慮がなされていることを前提に、事前にメール等で問い合わせを受けて行う。

- (2) 研修会開催

適時「事例を通じてソーシャルワークを理解する」ことをテーマに開催予定。

参加費無料で、専門分野を問わず、社会福祉士の実践から学びあう場とする。

- (3) 講師派遣

関係事業所などからの講師依頼があった場合は、委員会メンバーから講師選定をして随時派遣する。

1 方針

2019年度はこれまでに引き続き、『高齢者虐待対応力向上研修』『障害者虐待対応力向上研修』の主管を兵庫県より受託し、習熟度や行政機関、サービス事業所など対象者別にプログラムを委員会会員中心に弁護士会の協力を得、作成し実施した。

高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法が整備され、虐待の通報・発生件数が年々増加する傾向にあり、新聞・テレビなどで虐待に関する報道も増えている状況にある。

現在、県や市町では虐待防止に関する研修や事例検討会などに積極的に取り組む姿勢がみられるようになった。

本会に対しても、虐待防止、虐待の早期発見・早期解決に資する取り組みが強く望まれている。

2020年度の重点課題は、前年度に引き続き県下市町及びサービス事業所への虐待防止と虐待対応力向上の推進である。

法人の理事や事業所の管理者を対象とした『虐待対応研修特別プログラム』実施や弁護士会と協働設置している虐待対応専門職チームの活用促進、行政やサービス事業所など対象者に応じた研修プログラム充実化を図り、虐待防止に資する委員会活動を行いたい。

行政職員の虐待対応力にも県下自治体によりばらつきが大きく、平準化していくことも必要と思われる。そのための取り組みとして、自治体職員に特化した研修を打つことも検討が必要と思われる。

2 重点課題

- (1) 「虐待対応専門職チーム」機能強化
- (2) 圏域担当者による市町への活用促進
- (3) 委員会メンバーの増強
- (4) 地域包括支援センター支援委員会との連携
- (5) 研修講師の発掘と講師の質の向上
- (6) 委員会メンバーの知識・スキルの向上

3 事業内容

- (1) 虐待対応研修特別プログラムの実施
- (2) 兵庫県委託事業「高齢者虐待対応力向上研修」の運営
- (3) 兵庫県委託事業「障害者虐待対応力向上研修」の運営
- (4) 契約に基づく県下市町への「虐待対応専門職チーム」メンバーの派遣
- (5) 神戸市ワーキングチームへの「虐待対応専門職チーム」メンバー派遣
- (6) 「高齢者・障害者のための弁護士電話法律相談」への相談員派遣
- (7) 虐待防止研修講師派遣依頼への積極的な対応

1 方針

- (1) ぱあとなあ兵庫では、家庭裁判所各支部から受任候補者推薦依頼が、2019年1月から9月迄に平均15件/月届いている。昨年の平均13件/月から益々増加傾向となっている。事案は、被後見人等に親族のかかわりが無く独居での在宅生活の支援や入院中で、これから居所を選定して行くなど身上保護の必要とされる困難な事案が多く見られる。これまで会員の皆様には、公募で受任候補者として応募して頂いているが、再募集、再々募集になることも多く有る。
また、2018年度の成年後見人養成研修に88名の受講生が有り、新たに名簿登録され新規の会員も多くなり、各エリアにおいての班長・エリア長の支援体制もより必要となって来ている。今後も県内の各エリアで、名簿登録者研修会を開催し、後見活動上の専門知識や事例検討などを通して、情報交換をすることによって、運営委員・会員仲間との顔の見える関係作りに心掛け、受任者支援が出来る様にしていく。一人でも多くの方に受任して頂き、成年後見制度が必要な方々に専門職団体として応えて行ける様に活動していく。
- (2) 政府において、2017年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定された。これにより市町村は基本計画を懸案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本計画を2021年度までに定めることとされている。その準備段階より三専門職団体が参画することが要請され、兵庫県の三専門職団体としても合同して積極的にこれに参画している。県内の各市町において、未だ計画の進んでいないところも多く見られるが、県行政や家庭裁判所、県社協などと協力し積極的に対応していくこととなる。
- (3) 日本社会福祉士会では、成年後見人養成研修が、2017年度から新カリキュラムとなり受講要件が基礎研修Ⅲの修了者となり、成年後見人材育成研修が、開催されている。本会においても2020年度は、成年後見人材育成研修・名簿登録研修を開催すると共に、未成年後見人養成研修の開催も予定している。

2 重点課題

- (1) 新規名簿登録者へのサポートと受任活動者への後方支援。
- (2) 引き続き登録者研修会を充実し、顔の見える活動を重視する。
- (3) 成年後見利用促進基本計画における県・市町・家裁との協議に三士会と連携して参画していく。

3 事業内容

- (1) 成年後見人等の養成
「成年後見人材育成研修」「名簿登録研修」の実施
- (2) 名簿登録者への支援
 - ・ぱあとなあエリア別登録者研修会の充実（エリア毎に最低3ヶ月に1回実施）
 - ・ぱあとなあ名簿登録者の「継続研修」の実施。
 - ・全体会の開催（年1回）
 - ・成年後見活動報告書チェックと後見受任状況の把握（2月）
- (3) 家庭裁判所への候補者推薦とぱあとなあ兵庫の運営
 - ・ぱあとなあ名簿登録
 - ・家裁への候補者推薦、連絡、調整、登録者名簿の提出
 - ・運営委員会の開催（毎週第四土曜日の午前）
- (4) 関係機関、団体との協力活動
 - ・神戸家庭裁判所との定期連絡会の継続
 - ・各市町の成年後見支援センターからの委員派遣
 - ・家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等関係機関との連携
 - ・福祉施設、関係事業所、一般の方からの電話相談、申立の相談、講師派遣
 - ・都道府県ぱあとなあ連絡会参加
 - ・近畿ブロックぱあとなあ担当者会参加

1 方針

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの構築に向け、創設以来 4 回目の介護保険制度改正を繰り返す中で地域包括ケア推進の中核を担う機関としてその役割の強化が求められてきた。その経過の中で、総合相談支援の実態は相談内容が多様化・複雑化し、虐待対応や 8050 問題への対応も高齢者福祉の枠を超えて多様な機関機能との協働したアプローチが必要な状況も発生している。本制度では、地域支援事業の編成や新総合事業が本格的に実施されるなど、業務の困難さが見えてきた一方で、平成 30 年度からは、設置者による自己評価を通じた事業の質の向上が義務付けられた。

また、地域包括支援センター職員への継続的な支援が必要な一方で、職員の離職率が高いなど、職員体制への支援も必要となってきた。当委員会では、本来期待されている役割を円滑に遂行できるように地域包括支援センター職員への支援を行うと共に、高齢者虐待対応専門職チームや地域包括支援センター関連三職種団体連絡会等、多職種との連携協働を図りながら、引き続き委員会での情報共有や各種研修、地域活動を推進していく。

2 重点課題

- (1) 地域包括支援センター職員向け研修の充実
- (2) 地域包括支援センター運営協議会への参画
- (3) 高齢者・障害者虐待対応委員会及び他委員会との連携
- (4) 地域包括支援センター関連三職種団体連絡会との連携強化（看護協会・介護支援専門員協会）
- (5) 地域活動の推進（交流会、情報交換会など）による社会福祉士バックアップ機能の充実

3 事業内容

- (1) 地域包括支援センター支援委員会の開催（3 ヶ月に 1 回）
- (2) 三職種団体との定期的な連絡会
- (3) 研修会の企画・実施（新任研修、離職防止のための研修、その他）
- (4) 各ブロックとの合同情報交換会の開催
- (5) その他、地域包括支援センターの社会福祉士に対するバックアップ機能の強化

1 方針

こどもと保護者を取り巻く環境は、複雑で多様な問題を抱えていることがある。多岐に渡る課題に取り組むとき、最も大事なことは「子どもの最善の利益」である。

こども家庭支援委員会では子どもの権利条約や、改正された児童福祉法で謳われている「こどもの最善の利益」を第一に据え、社会福祉士が「こども家庭福祉分野におけるソーシャルワーカー」として、求められている項目を具体的に挙げて検討し、対応できる体制を構築・維持していける体制を目指す。

2 重点課題

- (1) 県内のスクールソーシャルワーカー（県教育委員会・市町教育委員会）との交流・養成
- (2) 保育ソーシャルワークに関する現状把握と論点整理
- (3) こども家庭支援委員会の機能強化
- (4) 子どもの視点から見た「生活困窮」「発達保障（障害児への関わり）」への取り組み
- (5) 未成年後見制度に関するプロジェクトチーム（以下「こどもPT」という。）活動の協力

3 事業内容

- (1) スクールソーシャルワーカー研修会の実施（県教育委員会・市町教育委員会との連携）
 - ・「認証研修」「現役SSWのスキルアップ研修」「基礎編」の3つを開催する。
- (2) 保育ソーシャルワークに関する意見交換、就学前支援に携わる専門職との連携をアクションリサーチによって課題抽出・論点整理を行い、社会福祉士としての取り組み方を検討する。
 - ・実際にこども園からの連携オファーあり。連携に応じ取り組みをすすめていくなかで、さらに課題・論点整理、現状把握につとめ、取り組み方を検討する。
- (3) 委員会の機能強化として
定例委員会の開催（基本的に月に一回程度開催）
 - ・研修実施への打ち合わせ・課題検討
 - ・県や市町、各種団体からの「子ども」、「専門職派遣」に関する委員参画の要請への対応
 - ・委員会内の情報共有の充実と新規委員会メンバーの獲得
- (4) 「生活困窮」と「発達保障（特に障害を持った子どもへの対応）」についてケース検討を基本に現状の把握を行う。子どもの視点から、生活困窮が子どもの発達保障に及ぼす影響を整理し、ソーシャルワーカーの取り組みで何が求められているかを探る。また、発達保障に関してはパーマネンシープランニングの視点から、子どもの一生を支えるシステムが必要であるという観点から、各発達段階に応じた取り組みに関して議論を深める。
- (5) 子どもPTによる活動の参加協力
 - ①未成年後見について法人後見：具体的な検討と研修会の実施
 - ②ハーグ条約（裁判所執行官の子ども引き取り立会い）対応
 - ・裁判所執行官との連絡会を年1回開催
 - ・対応できる委員会メンバーの養成
 - ③「こども食堂」ネットワークの構築

1 方針

本委員会では、社会福祉士の人材確保に重点を置き、以下の事業を行う。
施設・機関における相談援助実習指導者は、転職や法人内異動などに伴い流動的であるため、継続的な養成が求められている。本会主催の実習指導者講習会は県内唯一の養成機会であるため、今年度も実習指導者講習会をはじめ継続して実習指導者養成を行う。

社会福祉士養成課程に在籍する学生に、現役で活躍する社会福祉士が直接語りかけることでより具体的な社会福祉士像を見せ、理解を深める活動も重要と考えている。数年前から取り組んでいる「大学との連携事業」は、実施した養成校で好評なため、引き続き養成校の授業などに参加する機会を増やすよう努めていく。

また、兵庫県下の社会福祉士養成校より「優秀実習施設・実習指導者」を推薦頂き、社会福祉士実習教育支援者研修にて「優秀実習施設」として表彰した。今後も実習指導者個々のスキルアップや組織として実習指導にあたる体制強化を支援し、本会独自の「優秀実習先表彰制度」を続けていく。

2 重点課題

- (1) 実習指導者養成の継続
- (2) 社会福祉士実習教育支援者研修の開催
- (3) 社会福祉士養成校と実習指導者の連携支援
- (4) 社会福祉士養成校と連携し、学生と社会福祉士会会員の交流促進
- (5) 近畿各府県社会福祉士会との連携強化

3 事業内容

- (1) 社会福祉士実習指導者講習会を開催 1回 (100名) 11月下旬
- (2) 社会福祉士実習教育支援研修の開催 6月中旬
- (3) 社会福祉士養成校開催の学生交流会への委員派遣
- (4) 社会福祉士養成校連絡会を開催 6月中旬
- (5) 委員会(事業運営に関する話し合い)(原則第3木曜日 19時~21時 事務所)
- (6) 近畿ブロック実習担当者会議への参加(4月・6月・10月・2月を予定)
- (7) 近畿ブロック研究・研修大会プレ企画への協力

1 方針

毎年恒例となった集合研修「独立型社会福祉士実践報告会」では、県下の各地方に出向いての「アウトリーチ開催」を前提とし、2020年度も同様に開催を検討している。地域特性を鑑みつつ独立型社会福祉士としての意識・資質の向上を目指す一方、地域の周辺事業所へ参加を促し、社会資源としての独立型社会福祉士の存在アピールと交流を図る機会提供にご活用いただきたいと考えている。尚、本研修は日本社会福祉士会独立型社会福祉士名簿登録の更新要件として開催基準を満たしていることを、県下および県外の会員にも周知させたいと考えている。

社会福祉セミナーの分科会として実施し年々好評を得ている「倫理学習」もぜひ前向きに開催を検討し、倫理綱領・行動規範の振り返り機会として定着を図りたい。また、本会会員を対象としたメーリングリストへの誘導および例年通り年4回のメールマガジン配信及び各種情報発信して新たな登録会員の加入を促していく。

2 重点課題

- (1) 学習機会・交流機会の提供（独立型社会福祉士に関する学習会の開催）
- (2) 関係機関・団体との連携
（日本社会福祉士会、他支部独立型委員会、本会関連委員会等との連携）
- (3) その他、独立型社会福祉士の質の向上及び社会的認知度の向上に資する活動

3 事業内容

- (1) 独立型社会福祉士実践報告会（開催時期、会場未定）
- (2) 倫理学習・交流会
（2020年11月頃予定・社会福祉セミナー内プログラムを検討中）
- (3) 定例会（2～3ヶ月に1回開催予定）
- (4) 日本社会福祉士会、他県士会の独立型社会福祉士関連行事への参加・情報交換
- (5) メールマガジン「夢ふうせん」の季刊配信ならびにメーリングリスト運営

1 方針

2019年度は、委員会への見学や研修の参加をきっかけに数名の新たな委員を得て、定例委員会では充実した情報交換や意見交換を行うことができた。近年は、複合的なニーズを持つ人たちの地域包括ケアが求められていることに鑑み、2020年度は本委員会においても、多様なニーズを持つクライアントや家族へのマイクロ・ソーシャルワーク、ネットワークや組織運営を意識したメゾ・ソーシャルワーク、さらには社会資源の開発などのマクロ・ソーシャルワークの実践をも視野に入れた委員会活動を展開していきたいと考えている。障がい児・者福祉のみならず、医療・高齢・行政などの多様な分野で活躍する委員によって、障がい福祉施策の動向や現場実践の現状・課題などについての情報交換・意見交換に力を入れていくとともに、委員会主催の学習会などによって、より実践的な知識・技術の習得に向けた学びを進めていきたい。

2 重点課題

- (1) 障がい児・者福祉に関心を持ち、多様な福祉現場で実践・活動している会員に委員会活動への参加を呼びかけ、委員会メンバーの更なる獲得を目指す。
- (2) 障がい福祉施策の動向や現場実践の現状・課題などについて情報交換・意見交換を行い、得られた知見を発信していく。
- (3) 実践現場における困難や課題について、実践的に学べる学習会を実施する。
- (4) 他の委員会との連携を図る。

3 事業内容

- (1) 偶数月の第2日曜日を定例委員会の開催日とし、障がい児・者福祉に関する情報交換・意見交換を行い、委員の見識を深める。
- (2) ホームページ、メーリングリスト、「こうのとりの通信」を通して障がい福祉に関する情報などを発信していく。
- (3) 委員会メンバー及び他の会員が障がい福祉に対する理解を深めるとともに、実践力を高めていけるよう、実践現場における困難や課題を取り上げた学習会を、他の委員会とも連携しながら実施する。

1 方針

障がい者・高齢者など、更生支援の必要な人々への対応と実践を、委員会として可能な範囲で検討しながら、本来の更生保護にも視野を広げていく。

矯正施設からのといった出口支援だけではなく、特に被疑者・被告人といった入口支援に力を入れていく。そのために県弁護士会と連携を模索しながら、寄り添い社会福祉士の取り組みを実施する。

2 重点課題

- (1) 更生支援における支援技術の検討と、それを担う社会福祉士の育成（養成研修の検討）
- (2) 更生支援の窓口としての機能を担う。特に入口支援と出口支援を担う寄り添い社会福祉士を担えるソーシャルワーカーの養成を図る。
- (3) 弁護士会及び地域生活定着支援センターとの連携を模索する。

3 事業内容

- (1) 2ヶ月に1回の委員会開催
- (2) 年1回の矯正施設等見学会の実施
- (3) 年1回のフォレンジック・ソーシャルワーク研修の開催
- (4) 入口支援も含めた更生支援に係る相談が、弁護士・行政・一般市民等から本会に寄せられた場合の対応
- (5) 寄り添い社会福祉士の取り組み

1 方針

2008年度より「精神障がい者等退院支援チーム」を組織化し、退院支援アドバイザーを配置するとともに、2009度は退院支援向けのパンフレットを発行した。また、県下の退院支援員の活動を支援するため、情報交換や学習会を開催してきた。

2014年度より「精神障がい者等退院支援チーム」をさらに発展させ、「地域移行支援委員会」を設置し、地域移行に関する調査研究を行うとともに、地域移行支援会議を開催し、退院支援員や地域移行推進員等の活動の支援を実施してきた。

2020年度は、前年度までの活動を継続し、研修会による情報発信と本会内の委員会との連携や外部関係機関とのネットワークに努める。

2 重点課題

- (1) 地域移行に関する情報収集や啓発
- (2) 神戸市および伊丹市、尼崎市等に勤務する退院支援員や地域移行推進員等に対する助言、支援（地域移行支援会議の開催）

3 事業内容

- (1) 退院支援員及び地域移行推進員等に対する助言、支援
- (2) 地域移行支援会議の開催（おおむね2カ月に1回）
- (3) 地域移行に関する研修会や専門研修の企画、運営
- (4) 関係機関とのネットワークの構築（精神保健福祉士協会等との連携）
- (5) その他地域移行の推進に貢献する事業

1 方針

2015年度に施行された生活困窮者自立支援法は、支援の対象者を限定せず、生活に困窮している人に対して、生活保護を受給する前段階で支援することで、生活上の課題が複雑化、深刻化する前に、どのような解決方法があるのかを一緒に考え、自立促進を図ることが期待されている。

生活困窮者は経済的困窮だけではなく、個別に状況が異なり、課題の多くは現在の社会保障制度や福祉制度やサービスで十分対応できない複合的な課題であり、現行制度上位置づけられている相談援助機関が相互に協働していくとともに、多様な事業者や地域住民を巻き込んだ新たな生活支援の仕組みを創造していくことが求められている。さらには、生活の基盤である衣食住の確保について、「居住支援」という観点からも支援をすすめる必要性がある。これは地域共生社会に向けての国の政策動向と一にするものを思われる。

当委員会は今年度発足 6 年目を迎えるが、生活困窮者自立相談支援機関の相談援助業務に従事する方はもちろん、生活保護法及びホームレス支援特別措置法等の支援に基づく相談援助や、地域生活支援、権利擁護、就労支援に携わる従事者の参加を広く呼びかけながら、地域ネットワークづくりを促進する。

また、当委員会は 3 年間にわたり、認証研修として「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を実施してきた。わが国は人材不足が深刻な 14 業種で就労を認める新たな在留資格「特定技能」を導入し、5 年間で最大約 34 万 5 千人の受け入れが見込まれている。今後も「外国人労働者の増加」に伴い、ますます生活課題が複雑化することが予想されることから、認証研修の「更新申請」を行う。今年度については、過去の認証研修修了者等、関心のある方対象のフォローアップ研修を開催し、この問題に関心のある方の組織化を進める。

2 重点課題

- (1) 地域共生社会を進めるために生活困窮者支援に関する啓発・実態把握
- (2) 生活困窮者自立支援法にかかる主任相談支援員等に対する支援
- (3) 本制度の動向にかかる情報提供等
- (4) 「滞日外国人支援」にかかる組織化推進

3 事業内容

- (1) 定例委員会の開催 (2 ヶ月に 1 回)
- (2) 生活困窮者支援に関する研修実施 (年 1 回)
- (3) 「滞日外国人ソーシャルワーク研修」のフォローアップ研修の実施
- (4) 武庫川河川敷における巡回相談への参加協力および関係機関とのネットワークの構築
(弁護士会や支援 NPO 等との連携)
- (5) 本会の他の専門委員会との連携
- (6) 居住支援協議会との連携に係る事業への協力
- (7) 住宅確保要配慮者支援活動への協力
- (8) その他各種の支援にかかる事項

1 方針

2018年度から実施している認証研修「災害支援活動者養成研修」は今年度で3回目を迎える。近畿ブロック大会のプレ企画として、研修修了者を主な対象としたフォローアップ研修を実施した。

台風15号、19号災害では千葉を始めとして、福島、神奈川、長野などに甚大な被害をもたらした。強風被害、河川氾濫の恐ろしさを改めて実感することとなった。情報収集・発信の仕方、広域での協力体制の確保など教訓を今後の取り組みに生かしたい。

県からの委託事業については、2019年度は防災と福祉の連携促進事業が県下36市町で実施された。2020年度も事業委託があれば最大限協力していく。

委員会としては事務局との連携（発災時対応、研修運営）の明確化、「災害対応ガイドライン」「災害支援マニュアル」の策定と周知を中心に実施したい。2018年度は、認証研修の承認を受けた「災害支援活動者養成研修」を実施した。2019年度も引き続き開催する。

また、平成30年7月豪雨、台風21号による風水害や、大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの地震災害、平成30年豪雪と夏の猛暑と非常に多くの災害が発生した。しかし、委員会は「緊急対応組織」としての役割を担っておらず、発災時の対応は事務局が中心となって行ってきた。

県からの委託事業については、福祉専門職対象防災対応力向上研修、防災と福祉の連携促進事業（播磨町、篠山市）を実施してきたが、委員会としては運営協力にとどまっている。

そこで、2019年度は委員会としての役割、事務局との連携（発災時対応、研修運営）の明確化、「災害対応ガイドライン」「災害支援マニュアル」の整備を中心に実施したい。

2 重点課題

- (1) 事務局、委員会との連携体制の検討
- (2) 「災害対応ガイドライン」・「災害支援マニュアル」の整備
- (3) 「災害支援活動者養成研修」の実施協力
- (4) 「防災と福祉の連携推進事業」の委託協力
- (5) 「福祉専門職対象防災対応力向上研修」への参加、運営
- (6) 近畿ブロック災害支援チームの企画・運営への協力

3 事業内容

- (1) 「災害対応ガイドライン」「災害支援マニュアル」の策定
- (2) 「災害支援活動者養成研修（認証研修）」（近畿ブロック合同開催）
- (3) Facebook「兵庫県社会福祉士会災害支援委員会」の運営（情報発信）
- (4) 近畿ブロック災害支援チーム会議への参画
- (5) 「福祉専門職対象防災対応力向上研修」（基礎、応用）の実施

1 方針

生涯研修担当理事を中心に、各種研修を企画・実施している委員会や地区ブロックと定期的に生涯研修センター運営協議会を開催し、日本社会福祉士会から委託された基礎研修の企画・運営を担うとともに、認定社会福祉士の認定を受けるために必要な認証研修（共通専門研修・分野別専門研修）の企画やスーパービジョン体制の構築などの整備を行う。また、認定社会福祉士取得に向けた広報を積極的に行うとともに、研修情報の把握・日程調整、会員への迅速な情報提供ならびに本会開催研修における会員の研修履歴の管理などを行う。

さらに、基礎研修修了生を中心に「基礎研修運営プロジェクトチーム」を組織化し、基礎研修の運営を継続的・効率的に行える体制づくりを行う。

2 重点課題

- (1) 生涯研修制度における基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの円滑な実施
(基礎研修運営プロジェクトチームの組織化)
- (2) 認証研修の企画・スーパービジョン体制の構築
- (3) 認定社会福祉士取得に向けた積極的な広報
- (4) 生涯研修センター運営協議会の定期的な開催（研修情報の把握・日程調整等）
- (5) 本会開催研修における会員の研修履歴の管理

3 事業内容

- (1) 生涯研修制度における基礎研修及び認証研修の企画・運営・スーパービジョンの調整
- (2) 基礎研修運営プロジェクトチームの組織化
- (3) 生涯研修センター運営協議会（年4回）
- (4) 本会が開催した研修における会員の研修履歴の管理
- (5) 本会開催研修の収支管理統括

1 方針

本会全体で取り組む各種行事について、理事会での検討を重ね組織的に企画・運営する。それぞれの狙いを達成すべく、準備段階から多くの会員の積極参加を促進したい。

2 重点課題

- (1) 十分な準備と運営スタッフの確保
- (2) 効果的な広報の実施
- (3) 助成金などを活用し、各種行事の経済的な運営を目指す

3 事業内容

- (1) ソーシャルワーカーデー【2020年7月開催予定】
社会福祉専門職であるソーシャルワーカーの社会的認知を高め、ソーシャルワーカーに対する関心と理解を広げる。ソーシャルワーカーに関係する各団体同士の一層の連携強化を図り、それぞれの活動を相互に支援することを目指す。
＜内容＞
 - ①福祉なんでも相談・福祉体験コーナー・情報発信コーナー
 - ②ステージ
 - ③展示・販売（被災地物品販売、協賛企業出展等）
- (2) 兵庫社会福祉セミナー
 - ①廃止された社会福祉士全国統一研修に替えて、本会全会員を対象とする研修会を毎年開催する。
 - ②各ブロックで持ち回り開催し、地区ブロックの特色を生かした内容で企画・運営する。
- (3) 会員交流事業
 - ①会員同士の親睦・交流を目的としたイベントを冬季に忘年会として開催

1 方針

全国的に社会福祉士資格取得者の組織化率は年々低下する中、本会は重点的に組織力向上に取り組み、2019年度の会員数は1,680人から1,750名と着実に増加した。しかし、組織率は16%台から15%台へと低下、全国平均の18%台には及んでいない。このような状況の中、組織力の向上や本会の発展を中・長期的観点から一層取り組む必要があり、「兵庫県社会福祉士会 2020・5ヵ年発展計画」の最終年度として、着実に組織力向上を図っていくとともに、新たな第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会 2025・5ヵ年発展計画」の策定に取り組む。

組織力向上戦略会議（以下「戦略会議」という）において、入会促進及び退会防止策等について具体的な方策を検討し、実施していく。

2 重点課題

- (1) 入会促進対策及び退会防止対策の強化
(会員数1,800名、入会者120名以上、退会者70名以内目標)
- (2) 第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会 2025・5ヵ年発展計画」の策定
- (3) 会員サービスの向上（顧問弁護士による法律相談事業）
- (4) 設立30周年記念事業（記念誌編纂会議・記念式典の検討）
- (5) 事務局体制の強化（会員管理事務の移管）
- (6) こどもの権利擁護にかかる研究プロジェクトの推進（未成年後見の検討）

3 事業内容

- (1) 戦略会議の開催（年10回）
- (2) 入会促進対策及び退会防止対策の強化
新入会員への説明会（はじめのいっぽ♪）6月予定（年1回）
入会促進キャンペーン（春・秋）
（入会者紹介・記念グッズ・再入会者補助・会費半額補助）
- (3) 第2期中期計画「兵庫県社会福祉士会 2025・5ヵ年発展計画」の策定
（会員アンケート・地区ヒアリングの実施）
- (4) 会員サービスの向上（顧問弁護士による法律相談事業）
- (5) 設立30周年記念事業（記念誌編纂会議・記念式典の検討）
- (6) 事務局体制の強化（会員管理事務の移管）
- (7) ソーシャルワーク関係専門職団体との連携強化
（SWDの企画・代表者会議・合同研修会の企画）
- (8) 会員組織の活性化（地区ブロック助成拡大・基礎研修OB会・青年部会の支援）
- (9) ソーシャルワーク実践の促進（実践報告会における会長表彰）
- (10) こどもの権利擁護にかかる研究プロジェクト（PTの継続、未成年後見の検討）